

1

平成 26 年第 2 回

東濃西部広域行政事務組合議会定例会

議 案

平成 26 年 7 月 31 日

## 議事日程

平成 26 年 7 月 31 日

午後 1 時 30 分開議

- 第 1 議席の指定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 会期の決定
- 第 4 認第 1 号 平成 25 年度東濃西部広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 5 認第 2 号 平成 25 年度東濃西部ふるさと活性化基金特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 6 認第 3 号 平成 25 年度東濃看護専門学校事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 7 認第 4 号 平成 25 年度東濃西部少年センター事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 8 認第 5 号 平成 25 年度東濃地域医師確保奨学資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 9 認第 6 号 平成 25 年度東濃西部看護師修学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 10 議第 13 号 東濃西部広域行政事務組合特別会計条例及び東濃西部広域行政事務組合分担金条例の一部を改正するについて
- 第 11 議第 14 号 東濃地域医師確保奨学資金等貸付条例の一部を改正するについて
- 第 12 議第 15 号 平成 26 年度東濃西部ふるさと活性化基金特別会計補正予算（第 1 号）

認第 1 号

平成 25 年度東濃西部広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条において準用する同法第 233 条第 3 項の規定により、平成 25 年度東濃西部広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 26 年 7 月 31 日提出

東濃西部広域行政事務組合

管理者 多治見市長 古川雅典

認第 2 号

平成 25 年度東濃西部ふるさと活性化基金特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条において準用する同法第 233 条第 3 項の規定により、平成 25 年度東濃西部ふるさと活性化基金特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 26 年 7 月 31 日提出

東濃西部広域行政事務組合

管理者 多治見市長 古川雅典

認第 3 号

平成 25 年度東濃看護専門学校事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条において準用する同法第 233 条第 3 項の規定により、平成 25 年度東濃看護専門学校事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 26 年 7 月 31 日提出

東濃西部広域行政事務組合

管理者 多治見市長 古川雅典

認第 4 号

平成 25 年度東濃西部少年センター事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条において準用する同法第 233 条第 3 項の規定により、平成 25 年度東濃西部少年センター事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 26 年 7 月 31 日提出

東濃西部広域行政事務組合

管理者 多治見市長 古川雅典

認第 5 号

平成 25 年度東濃地域医師確保奨学資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条において準用する同法第 233 条第 3 項の規定により、平成 25 年度東濃地域医師確保奨学資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 26 年 7 月 31 日提出

東濃西部広域行政事務組合

管理者 多治見市長 古川雅典

認第 6 号

平成 25 年度東濃西部看護師修学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条において準用する同法第 233 条第 3 項の規定により、平成 25 年度東濃西部看護師修学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 26 年 7 月 31 日提出

東濃西部広域行政事務組合

管理者 多治見市長 古川雅典

## 議第 13 号

### 東濃西部広域行政事務組合特別会計条例及び東濃西部広域行政事務組合分担金条例の一部を改正するについて

東濃西部広域行政事務組合特別会計条例（昭和 48 年条例第 2 号）及び東濃西部広域行政事務組合分担金条例（平成 11 年条例第 3 号）の一部を次のように改正するものとする。

平成 26 年 7 月 31 日提出

東濃西部広域行政事務組合  
管理者 多治見市長 古川雅典

### 東濃西部広域行政事務組合特別会計条例及び東濃西部広域行政事務組合分担金条例の一部を改正する条例

（東濃西部広域行政事務組合特別会計条例の一部改正）

第 1 条 東濃西部広域行政事務組合特別会計条例（昭和 48 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条に次の 1 号を加える。

（6） 東濃西部地域消費生活相談事業特別会計

本則に次の 1 条を加える。

（東濃西部地域消費生活相談事業特別会計の歳入歳出）

第 7 条 東濃西部地域消費生活相談事業特別会計においては、分担金その他附属収入をもってその歳入とし、消費生活相談事業費その他諸支出をもってその歳出とする。

（東濃西部広域行政事務組合分担金条例の一部改正）

第 2 条 東濃西部広域行政事務組合分担金条例（平成 11 年条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中

「

看護専門学校施設費負担金	多治見市	100 分の 42.60
	瑞浪市	100 分の 16.25
	土岐市	100 分の 41.15
東濃西部看護師修学資金貸付基金負担金	看護専門学校運営費負担金と同じ。	
少年センター運営費負担金	人口割	100 分の 100
東濃地域医師確保奨学金負担金	管理者が東濃地域医師確保奨学資金等の被貸付者に対して、当該奨学資金等の償還の免除をする場合における多治見市、瑞浪市、土岐市、中	

	津川市及び恵那市に係る免除額	
事務費負担金	均等割	100分の100

」を

「

東濃西部看護師修学資金貸付基金 負担金	看護専門学校運営費負担金と同じ。	
少年センター運営費負担金	人口割	100分の100
東濃地域医師確保奨学基金負担金	管理者が東濃地域医師確保奨学資金等の被貸付 者に対して、当該奨学資金等の償還の免除をす る場合における多治見市、瑞浪市、土岐市、中 津川市及び恵那市に係る免除額	
事務費負担金	均等割	100分の100
東濃西部地域消費生活相談事業負 担金	人口割 相談件数割	100分の60 100分の40

」に

改め、同表備考に次のように加える。

- 3 相談件数割は、予算の属する年度の前前年度において、消費生活相談事業における  
相談員が受けた、相談者の住所地毎の相談件数の割合による。

#### 附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

## 議第 14 号

### 東濃地域医師確保奨学資金等貸付条例の一部を改正するについて

東濃地域医師確保奨学資金等貸付条例（平成 20 年条例第 1 号）の一部を次のように改正するものとする。

平成 26 年 7 月 31 日提出

東濃西部広域行政事務組合

管理者 多治見市長 古川雅典

### 東濃地域医師確保奨学資金等貸付条例の一部を改正する条例

東濃地域医師確保奨学資金等貸付条例（平成 20 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項第 1 号及び第 2 号を次のように改める。

(1) 臨床研修、大学院の課程又は専門研修を終了し、引き続き、規則で定める医師（以下「特定診療従事医師」という。）として貸付期間の 3 分の 2 に相当する期間（1 年に満たない期間があるときは、その期間を 1 年として算定した期間。以下「特定診療従事期間」という。）、指定医療機関の業務に従事したとき。ただし、特定診療従事期間を満了するまでの間、通算して貸付期間の 2 倍に相当する期間（管理者がやむを得ない事由があると認めた場合を除く。以下同じ。）を上限として、特定診療従事医師として指定医療機関の業務に従事しないことができる。

(2) 臨床研修、大学院の課程又は専門研修を終了し、引き続き、特定診療従事医師以外の医師として貸付期間に相当する期間（以下「診療従事期間」という。）、指定医療機関の業務に従事したとき。ただし、診療従事期間を満了するまでの間、通算して貸付期間の 2 倍に相当する期間を上限として、特定診療従事医師以外の医師として指定医療機関の業務に従事しないことができる。

第 9 条第 2 項中「奨学資金等の貸付けを受けた期間の 3 分の 2 に相当する期間」を「特定診療従事期間」に、「奨学資金等の貸付けを受けた期間に相当する期間」を「診療従事期間」に改め、同条第 3 項を次のように改める。

3 次の各号に掲げる期間は、必要勤務期間に含まれるものとする。

(1) 指定医療機関において専門研修を受ける期間

(2) 指定医療機関が指定した医療機関において行った臨床研修の期間の2分の1の期間

第10条を次のように改める。

(償還の裁量免除)

第10条 前条に規定する場合を除くほか、管理者は、奨学資金等の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該奨学資金等の償還及び利息の支払の全部又は一部を免除することができる。

(1) 指定医療機関の業務に従事した期間が1年を超える必要勤務期間に満たないとき。

(2) 死亡、疾病、災害その他やむを得ない理由により業務に従事することができなくなったとき。

第11条第1項中「管理者から償還請求を受けた日の翌日から償還完了の日までの日数に応じ、償還すべき額につき年7.3パーセント（各年の特例基準割合（当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合。次項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、その年中においては、特例基準割合（当該特例基準割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。）」を「貸付を受けた日から起算して当該各号に規定する事由が生じた日までの日数（貸付期間の2倍に相当する期間を上限として、特定診療従事医師又は特定診療従事医師以外の医師として指定医療機関の業務に従事しない期間を除く。）に応じ、償還すべき額につき年10パーセントの割合」に改め、同条第2項中「年14.6パーセント（償還期日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント（特例基準割合が年7.3パーセントに満たない場合は、当該特例基準割合））」を「年5パーセント」に改める。

附 則

1 この条例は、平成27年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 改正後の第11条第1項の規定は、施行日以後に貸付けの決定をした奨学資金等から適用し、施行日前に貸付けの決定をした奨学資金等については、なお従前の例による。